

昭和三十三年二月二十日(木曜日)
午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 片島 港君

理事上林山榮吉君 理事小泉 純也君

理事竹内 俊吉君 理事橋本登美三郎君

理事森本 靖君

秋田 大助君 伊東 岩男君

川崎末五郎君 南條 徳男君

栗山 博君 小松信太郎君

佐々木更三君 杉山元治郎君

原 茂君

出席國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

出席政府委員

郵政事務官 板野 學君

(郵務局長) 大塚 茂君

易保険局長) 吉田 弘苗君

委員外の出席者

専門員 吉田 弘苗君

二月二十日

委員松前重義君辞任につき、その補
欠として辻原弘市君が議長の名指で
委員に選任された。

二月十九日

日本電信電話公社法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第七一号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

郵便切手類売さばき所及び印紙売さ
ばき所

第一類第十一号

通信委員会議録第六号

昭和三十三年二月二十日

ばき所に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出第三三三号)
簡易生命保険法の一部を改正する法
律案(内閣提出第三五五号)

○片島委員長 これより会議を開きま
す。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さ
ばき所に関する法律の一部を改正する
法律案及び簡易生命保険法の一部を改
正する法律案を一括議題として審議を
行います。質疑の通告がありますので、
順次これを許します。森本靖君。

○森本委員 まず郵便切手類売さば
き所及び印紙売さばき所に関する法律
の一部を改正する法律案についての質
問を行いたいと思いますが、まずこの
中で総括的に質問をしてみたいと思
います。今度現金封筒をこれに加味
したということが載っておるわけであ
ります。一体売らばき所に現金封筒
を置けば便利になることは確かに間違
ないわけでありまして、これを賣ら
ばき所と解釈していろいろものを入
れたのですか。

○板野政府委員 現金封筒をぜひ売ら
ばき所としてほしいという声が強ま
っています。と申しますのは、郵便局へ
持っていく前に自分の家で現金を入
れていきたい、こういうような気持
からだと存じております。

○森本委員 それのためにきのう資料
を要求いたしました。全国の各郵政
局ごとの売らばき所の数の資料は出
ておりますか。

○板野政府委員 まだお手元に配付し
てなければどうも失礼いたしました。

○森本委員 まだ手元に来ておりませ
んが、そういうふうな要望が強かつた
というの、どういふ方面から強かつ
たのですか。

○板野政府委員 個々について調査い
たした次第ではございませんけれども、
いろいろ新聞紙あるいは各郵便局
あるいは部内雑誌等のそういう方面の
意見を総合してみますと、そういう
売らばき所をぜひほしいというよう
な声が相当出ているような状況でござ
いましたので、そういうふうに考えた
わけでございます。

○森本委員 今の答弁では、抽象的に
机上でこれを置いたら非常に便利にな
るのではないかと考へて、これを
置いたのではないかと考へて、これ
わけです。というの、もし具体的に
こういふことをやるとするならば、少
くとも各郵政局の方に指示をして、そ
うして各郵政局から一応この売らば
き所のそれぞれの人たちの意見を聞い
てやらなければ、これはあとで質問を
いたします。一応あなたの方が今
度原則を定めるということになると、
たとえ現金封筒についても常時どの
くらい置いておかなければならぬとい
うことになると思ひます。そうすると
これは売れないから寝かしておくとい
うことになって、その点を私は非常に
心配するのでお聞きしておるわけであ
ります。何かあなたの方の今の答弁では、
これは具体的に下部から上つてきた資
料に基いての決定ではない。ただ現金
封筒を置いた方が便利だろう。便利

になることは間違いないが、そういう
ものを売らばき所へ実際に買いく
るといふのは、私の考へでは非常に少
いのじゃないかというふうに考へる
が、どうですか。

○板野政府委員 ちょっと先ほど申し
おくれましたけれども、郵便局あたり
のいろいろな声が大抵郵政局に上つて
くるわけでございます。過般郵務部長
会議を開催いたしました場合におきま
して、そういう声が現業に非常に多いと
いう各地方の郵務部長の発言もござい
ました。それで私どももいたしました
は、現金封筒を作る場合には、郵便局
で買つてということになります。そこ
で現金を入れたり、手紙の中へ入れな
ければならぬ、こういう不便がある。
やはり家庭を出るときに手紙も現金も
封入できるといふ方がまた便利では
ないか、そういうような郵便局から強
い声が上がりました。その地方の声が郵
政局へも反映される。また私どもが考
えてみても一般利用者にはそういう
う便宜があるのじゃないか、こういう
工合に考へている次第でございます。

○森本委員 これはこの前の振替貯金
の三万円と五万円ではないですが、私
は老妻心からこれを言っているの
であつて、これはおそく半年か一年後
にその実績を見たら、私の言つたこと
が当つているというよりもなりかね
ないと思ひます。私はこの問題につ
いて御忠告を申し上げているわけであ
つて、またあなたの方がどういふ考へ
に基いてこれをやつたかということを開

いてみたわけでありまして、具体的な資
料というものはなしに、単なるそういう
要望だ。あつてそれは便利なことには
違ひないけれども、実際に売らばき
人がしまひには、こんなものは要らぬ
ということになりかねないのじゃない
かと思つて心配をしているわけであ
りますが、それはそのくらいにしてお
きます。

それから今度のこの改正におきま
して第四条に「郵政大臣は、必要があ
るときは、売さばき人が前項の規定に
よる業務を行つ場合に守ることを要
する原則を定めることができる。」と
なつてはいるが、この原則は大体こし
らえてあります。

○板野政府委員 まだ原則は細部ま
でこしらえておりませんが、大
体切手を準備する数量をどういふ
にしたらいいか、あるいは切手の保管
箱をどういふ工合にしたらいいか、あ
るいはポストの保守につきましては、
たとえば火災の場合には通報してほ
しいというふうな、こういう点を中心
にいたしました。この原則を作る予定に
しております。

○森本委員 それから第五条の「郵便
切手類及び印紙の種類及び数量につ
いて指定することができる。」この数量に
ついての指定はいろいろいふになつて
おりますか。

○板野政府委員 その数量につきま
しては各地方々々で非常に行き違
うと思ひます。従ひまして、これは各
地方々々個々の具体的な事情を見ま

この数量をきめたい、こういう工合に考えておきます。

○森本委員 大体各地方々々において数量をきめるといふのは、たとえば人口がどのくらいある都市においてはどのくらいというふうな大体のめどがあると思ふのです。そのめどを説明願ひたい。

○板野政府委員 大体各郵便局で売りさばき所に出してあります毎月の切手の売りさばきの額が出ておきますので、それらの過去の資料を見まして、一月何回切手を請求すればいいか、どのくらいそこでは常備したらいいか、このようない資料がございまして、それに基いて具体的にきめていきたい、こういう工合に考えております。

○森本委員 そりするとこれは各局ごとと、それぞれの場所々々によつて違ふという意味ですか。それとも、たとえば何々県なら何々県の売りさばき所についてはこうだといふふうにするのか、人口何十万以上の売りさばき所はこうだといふふうにするのか、個々の売りさばき所によつて別々にするのか。それをちよつとお聞きしておるわけです。

○板野政府委員 大体大きっぱに、たとえば都市とかそういう面におきましては、そのような一般的な標準をきめておいたらいいと存じておりますけれども、農村地帯に参りますと、やはり売りさばきの枚数が非常に異なるものがございますので、大体その地域的な状況を勘案しまして、たとえば県単位にやるという事は非常に大きくございまして、集配局を何ブロックか集めたものについて、そういうものを

を具体的にきめていったらいいのじゃないか、このように考えております。

○森本委員 これは集配局を何ブロックかに集めてやるというふうな非常にいやらしいかと思ふのです。具体的な問題としては、この第五條、第六條の省令によつて定めるといふことになるならば、これは少くとも全国的に、たとえば東京、大阪というよりな六大都市はこうこうだ、それから人口三十万以上についてはこれだ、あと五万以下についてはこれだ、村についてはこれだ、こういう一応の基準をきめて、それ以外に特別に認めなければならぬ場合には、郵政局長なり当該集配局長の権限においてこれを行ふ。そういうふうな準則と申しますか、そういうものをきめた方がいいのじゃないですか。

○板野政府委員 先生の御意見を参考にいたしましたして、大体そういうことではないに、非常にうまくできるといふようなことになりまして、そういう工合にも一つ考えていたしたいと思います。

○森本委員 そりいう工合にでなしに、これをどういう工合にあなたの方はおやりになるか、私の考えとしては、今言つたようなやり方をした方が一番いいのじゃないか、しかしそうかといつて画一的にするといふことはできないので、それを全国的な大まかな線としてきめておいて、これ以外の特別の事由のある場合には、その権限を郵政局長なり集配局長に委任をする。こういう形にしておいた方がいいのじゃないか。この法律が通るわけですから、その場合にこういう問題を明らかにしておいてもらいたい、こう考えるわけです。

○板野政府委員 そりいう工合に、一つ考えてみます。

○森本委員 これは考えてみるということよりも、この法案を提出した以上は、その準備がなければならぬわけでありまして、しかし考えてみるというところでありますので、これ以上こんな問題で追及したところでつまりませんが、しかしある法律案を提案する以上は、そういうことについては全部万全の準備をして、法案を提案しなければならぬ責任があなたの方にあるわけでありまして、今後はそういう問題については一つはつきりしておいてもいいと思ふわけです。

○田中大臣 そりいう問題も十分調査をいたしましたのでありますが、収入印紙をたくさん買ふということでは手数料をよけいに支出しなければならぬという問題が過去においてもありまして、この調整をどうするかという問題でありまして、これは一人に対して幾らか売らないというわけにもいきませんが、必要限度以外のもは買つておらぬ。一時手数料の関係でたくさん買つたような例もありませんが、実際問題としては金券でありまして、保管をするのに大へんであったり、そういう問題で、実際はそう思惑で買ふという事はないようでございます。ただ裁判所その他は相当たくさん使いますから、こういうふうには引き上げると、零細なものだけが引き上げられるのではなく、取扱額の大きいものも相当大幅なる増取になるのじゃないかという御意見でございますが、これは最高で現在二万三千元という程度でございます。

○森本委員 今までは百万円をこえる金額といふものはなかつたわけですが、今度は百万円をこえる金額が百分の一ということになつたわけですが、それと比べて二百万円になるわけですが、あなたは實際を御承知ないと思ひますが、ほんとうにこれをやる気になつたら、それをやるのですよ、現実

○田中大臣 御趣旨はよくわかりませんが、まあ一月は三十日でありまして、実際問題として、百万円以上をこなすという問題はそりたくさん例はありませんが、あなたの言うよりなものもありませんが、とにかく三百万円も五百万円も収入印紙を買つておいて、一月に六百万円も買つて保管

に。先に行つて予約をとつてきて、それで切手をもらつてきてやれば、その日のうちに、三時間か四時間のうちに、二万円とかはがきはさうはことになる。切手とかはがきはさうはいきません。しかし収入印紙はさういふことができるのです。現実には裁判所の構内等においては、それから性格からいたしまして、切手、はがきといふものと収入印紙といふものはおのずから性格が違ふのです。そこでこの百万円をこえる金額といふことになつた場合、この収入印紙の問題が私には問題になるのじゃないかと思ふ。その他の普通の売りさばき所における売りさばき手数料の問題については、私は大体郵政省の原案よりもつと上げてやらなければならぬと思ひますが、今の財政的な措置からしても、このくらいのところはまあまあといふところで考えられますけれども、この収入印紙と切手、はがき類の区分けといふものを明確にしておかないと、そういう問題を起つてくるのじゃないかといふことを心配しておるわけですが、今までの統計では、百万円以上がないから、出てこない。これが百万円以上が今度全部百分の一ということになると、さういふことが出てくるのじゃないか、さういふことを言つておるわけですが。

○田中大臣 御趣旨はよくわかりませんが、まあ一月は三十日でありまして、実際問題として、百万円以上をこなすという問題はそりたくさん例はありませんが、あなたの言うよりなものもありませんが、とにかく三百万円も五百万円も収入印紙を買つておいて、一月に六百万円も買つて保管

しては非常に少ないというふうに考えていいのじゃないかと思ひます。

○森本委員 今までの郵政省の統計は百万円で区切られておるから、その統計がどれかと思うのですよ。ところが現実にはたゞ東京の裁判所あるいは大阪の裁判所等において、一日どのくらいの印紙が出ておるかという統計をとつてみたことがありますか。

○板野政府委員 こまかい統計はございませんが、私どものちよつと今いろいろ調べたところを見ますと、大体百万円をこえるものは、全体の売りさばき所の数の〇・四〇、売りさばき所数にしては三百十方所ぐらいが大体今までの数字で出ております。

○森本委員 それは売りさばき所の出てる数であつて、現実に大きな裁判所等において、一日どのくらいの収入印紙を使つておるかというところをあなたの方は調べたことがあるかどうかという事です。あなたの方のその調べでは、現実には百万円以上の問題があまり出てこないのです。やつたところで、それは収入にならぬから、今まではやらぬのですよ。それが今度からこれはやれるということになるから、今までの調査で——あなたの答弁にしてもそれは答弁資料にならぬ。現実の問題として、大きな裁判所において、現在一月月統計したらどのくらいの収入印紙を使うところがあるかというところを聞いておるわけです。それは郵政省ですから、その資料は法務省でなければわからぬという答弁なら、それでいいのですが、今までと違つて、百万円以上というものは全部こゝうにすることにしたら、そゝういう心配がやはりあるのです。

○板野政府委員 百万円をこえたものを全体を合せましても、百万円から二百万円以下を売つたというものは、それから二百万円から三百万円というものは十とか、三百万円をこえるものも一とか、全体としましては二百五十九件、今までの統計ではあがつております。百万円以上というものは二百五十九件でございます。

○森本委員 それは今までの資料であつて、今までの場合は、百万円以上売つても百万円と見なして、それ以上手数料をくれぬでしよう。だからそれ以上、現実の問題として無理して売るといふところはないです。ところが今度は百万円をこえる金額も全部百分の一ずつ、ずつと天井がないわけではしよ。だから今までの資料でははつきり私が言つておることはわからぬのです。現実の問題として大臣はないと言ひけれども、これは私が昔から、特定局におつた時分たら、裁判所の中に切手売りさばき所を持つておるものはかなりの収入があつたのです。そのことを考えた場合、一般の切手、はがきとつり合ひがとれぬのじゃないか、もう少し具体的にその点はあなたの方も調査してみたらどうか。これは法律が出てからそんな調査をしても間に合はぬけれども、もう一ぺんあなたの方は調査してみたらどうですか。郵務局長はせつかく答弁しているけれども、その答弁の資料が、私の方の質問している答弁の資料にはならぬ。そのことを私は言つておるわけではしよ。

○板野政府委員 十分今後調査いたしまして、もしお説のように非常にここにアンバラがあるということになりま

すれば、今後それに対する適当な処置を一つ考えたいと思つておられます。

○森本委員 適当な措置を考へるとしても、法律を改正しなければ適当な措置はできないのであつて、次の国会でなければ適当な措置はできないけれども、あなたの誠意ある答弁を聞いて、一応この問題はこれでおきます。

それから第十四条の、これは改正をしたことではございませんけれども、簡易郵便局の問題に関連いたすわけでもありますが、自然簡易郵便法の一部を今度はこの条文で改正するといふことになるわけでありまして、簡易郵便局における切手、収入印紙の点数もこれと同様、こゝういふことになつておるわけですね。

○板野政府委員 その通りでございます。

○森本委員 この点を私は特にお聞きしたいと思ひますが、一般の売りさばき所の場合と、それから簡易郵便局の場合と、これを同一に取り扱ふといふことについては、ちよつとどうかと思ふ節があるわけでありまして、その点どうですか。

○板野政府委員 簡易郵便局につきましても、大体現在の手数料の中に、最低保障の形で幾分か含まれておるわけでございます。従いまして簡易郵便局におきましては、この切手売りさばき所と同様、切手売りさばきにつきましても、最低保障的なものは設けておらない、こゝういふ趣旨であります。

○森本委員 その切手売りさばき以外の最低保障といふのは、それは為替貯金、それからその他の受付、そゝういふものを全部総合してのこれが一つの最低保障といふことを考へておるわけ

であつて、この郵便切手類と印紙の売りさばきによるところの最低保障といふものは、今回の改正の三千円までの最低保障と同額である、こゝういふことではしよ。

○板野政府委員 大体簡易郵便局におきましては一月四百五十円程度、これは大体郵便が中心になると思ひますが、その程度のもので、扱つても扱わなくても行くといふことになつておられますので、簡易郵便局につきましても最低保障を見なかつた、こゝういふわけでございます。

○森本委員 だからその四百五十円程度といふのは、これは郵便その他の取扱ひによるところの最低保障であつて、この切手類の売りさばきの最低保障といふのは、今回の改正によるところの第七条の三項の三千円、これはやはり一般の売りさばき所の改訂額と同様だろ、こゝういふことを聞いておるわけなんです。

○板野政府委員 四百五十円と申しますのは、郵便の取扱ひがあつてもなくても、こゝういふわけでございます。その中には切手を扱ふ部分といふものも含まれておるといふ考へ方でございます。切手を買ひに来れば、その郵便の取扱ひの一つの仕事として、郵便を受け付け、そこで切手を売るといふ行為も全部そこに含まれておる、こゝういふふうに観念いたしまして、その四百五十円の中には、切手を売ることにつきましても、扱つても扱わなくてもおられますので、売りさばき所とは違ひまして、その切手売りさばき面の面につきましても、当然簡易郵便の仕事の中に含まれておるのだ、こゝういふ意味合い

で四百五十円出しておられますので、その最低の保障につきましては二重になるという考へ方でございます。

○森本委員 そゝういふことではしよ。今度の簡易郵便法の一部改正の中でも「同法第二条第一項の郵便切手類及び印紙の売りさばき人とみなす。」だから簡易郵便局の取扱ひ方法といふのは、一般の切手、収入印紙売りさばき所と同様にみなす、こゝういふことがあるわけではしよ。だから今言つた四百五十円といふのは、これは郵便その他の取扱ひの最低保障であつて、切手、収入印紙の売りさばきの最低保障でない。切手、収入印紙の売りさばきの最低保障は、あなたの方で改正案を出したところの第七条の第三項の一般の三千円と同様であらう、こゝういふことを聞いておるわけではしよ。

○板野政府委員 切手売りさばき所におきましては、三千円までは、三千円売つても売れなくても、それだけ行くといふわけでございます。簡易郵便局の方は、その売つた数によつて七分までもやらう、こゝういふ考へ方でありま

す。

○森本委員 だから、売りさばき所の場合の最低保障といふのは、簡易郵便局も売りさばき所も、この七条の三項といふものは同様でございます。

○板野政府委員 その通りでございます。

○森本委員 そこで私は最初の問題に戻りますが、この最低保障の四百五十円といふのは、その他の郵便の取扱ひの最低保障だと思ひます。たゞ郵便のその他の速達とか書留とか、そゝういふものを受付けける、そゝういふものも含まれておる最低保障ではしよ。

○板野政府委員 その通りでございます。

○森本委員 そういふことになる、簡易郵便局というものが一応厳然としてあって、しかもこれは現在公共団体に引き受けさせつゝありますが、地方公共団体が相当な赤字でもってこれは引き受けている、こゝろ現状において、この売りさばき手数料というものを、こゝろ一一般の売りさばき所と同様にするといふことはちよつとおかしいのじゃないか。これは簡易郵便局と売りさばき所の場合には性格がおのずから違いますから……。だから簡易郵便局の場合にはこの手数料をもつと上げるか、あるいは手数料というものは一切抜きにして、この郵便切手売りさばきに対する保障額というものを、もつと人件費に見合ひ——人件費といつても全部見合つてはいきませんけれども、たとえば○一なら○一、○二なら○二の定員の人員費に見合ひようなものを出すのがほんとうでないか、こゝろいふことを言っているわけです。

○森本委員 一般のものを値上げするといふことはけつこゝろです。私はそれは賛成であります、私の言わんとおぼろげなのは、この収入印紙、切手売りさばき所の、俗にいう箱場と簡易郵便局と同様に見るといふことはおかしきやないか。これは少くともこの切手売りさばき、収入印紙の法律から簡易郵便局法というものは除いてしまつて、それら簡易郵便局の場合には別個にそれ相当のいわゆる保障額なりあるいは交付金というよりな形の取扱ひ量といふものを出していった方がいゝのじゃないか。箱場と簡易郵便局とは全然性格が違う。その性格の違うものをこゝろいふふりに一緒にするといふことはおかしきやないか、こゝろいふことを言っているわけですか。あなたは、現在の立法の建前からいふたらこゝろなりますと云つておられますから、私の言わんとするところは、現在の立法の建前からいへばそゝろなつておるけれども、理論としては私の言つておることが正しい、だから法律を改正する際には、私が今言つたようになぜ改正をしなかつたのか、こゝろいふことを聞いておるわけです。

○板野政府委員 現在の簡易郵便局におきましても、基本の手数料はそのように支払つておられますけれども、そのほかはその郵便物なり貯金なり保険の取扱ひの件数によりましておのおの手数料を払つておるといふのが現状でございます。従ひまして郵便切手類を、これを同じようにここに含めまして、やはりそれは一定の売りさばきの高に定めて手数料を出す、こゝろ建前になる、こゝろに考へておられます。

○森本委員 だから私はそゝろじゃないといふことを言っているわけですか。それは一般の爲替、貯金をその他については、これはその取扱ひに定じた手数料を払つておる。しかし簡易郵便局といふものは、その場合は一応の公金も取り扱ふといふことも簡易郵便局法において明示されておる。ところがこの一般の箱場といふものは、単なる売りさばき人、片一方は少くとも簡易郵便局法によるところの簡易郵便局だ。そういう場合にこれと同様の手数料で律しようといふことはおかしきやないか。

○板野政府委員 切手の手数料を計算いたさず場合には、やはりその手数料に定じたいいろいろな計算をいたすわけでございます。また貯金や保険、郵便のいろいろな方法ではじくわけでございます。簡易郵便局と売りさばき所の間におきまして、手数料がどういふふうに違ふかといふような計算をするといふのは、なかなか計算がつけがたいと思ひます。もし簡易郵便局の全体の手数料なり、あるいは基本料金の問題につきましても、これは別な方法で考へていくといふ方が、売りさばき所と簡易郵便局の権衡がそゝろとれるのではないかとこゝろに考へておられます。

○森本委員 この問題は一つ十分に將來も研究課題として、小さいような問題でありますけれども、一応これは郵便局と名前がついたものの性格と、それから一般の八百屋などが一緒に売るところの売りさばき所、こゝろいふものと同様に取り扱ふといふことがいゝか悪いかといふことについては、將來の課題として一つ十分にあなたの方で研究していただきたいといふように私は考へるわけですか。

それからこの問題について最後に、この間のおさらいであります、この間言いましたように、国民に郵便のサービスを提供するといふ点で、この売りさばき所の設置といふことについては非常に要望が強い。ところが今の郵政省の内規によりまして、なかなかこの許可ができない。それは今ポストの關係において許可ができない、こゝろいふことになつておるわけであり、したが、ポストを考慮せずに売りさばき所の開設だけは全部開放するといふことになるならば、郵政省は金を一銭も出さず一般の國民にサービスを提供することができ、こゝろいふことになつておるわけであつて、本委員会においても、これは与党、野党を問わず満場一致でこゝろいふ要望を前からしておるわけであり、したが、この法律の改正案を出す前にこゝろいふ方針をとつたらどうかと思ひますが、大臣どうですか。

○森本委員 それからこれまた作るともつと詳細化するのではないかと議論も起ると思ひますが、そゝろではなしに、都市とか、もつと売りさばき所を必要とする地区に対して設置を進めるように考へればいゝのでありまして、私は窓口機關の整備をしようといふ方針のもとに進めておられますから、ただいまの御意見に対しては全く賛成であるといふことを申し上げておきます。

○森本委員 それからこゝろいふこと、これは非常に歓迎するところでございます、十分この売りさばき所の増設については考へてもらいたい。そこで先ほどの第五條の常備数については、よくその辺の緩急度合を考へて、常備数といふものをやつていかないと、今言つた全国的に普及するといふ面が非常にそゝろを來たすと思ひます。そこで先ほど來私が執拗に郵務局長にこゝろいふ關係がどうなつておるかといふことを聞きまされたけれども、なかなか明言がありませんでした。今大臣がおつしやつた全国的に普及をさせていくといふ方法と、それがたとへば零細なものであつても、一定の基準に達するその基準を町村において少し下げるといふことを十分に考へてもらいたい。

それからこれもこの間竹内委員から質問がございましたが、やはり國民に対するサービスという点であります、これに關連いたしましてポストの設置といふことが當然問題になつてくる。ところがポストの設置についても、郵務局長が考へておるほど、いなかの方のポストの増設についてはそゝろ問題がないのじゃないかと申しますのは、い

であるから絶対貸し付けなければならぬ、こう言われればたれどもおととしてしたか、この法律を怠って貸付ができない、こういうことも多分にあつたわけでありませう。そこであとの三問の見込みというものをちよつとお示し願いたいと思ふのです。

○大塚政府委員 正確にはちよつと困難でございますが、大体十五、六億から二十億程度ではなからうかというふうに考へておられます。

○森本委員 そういたしますと来年度の八十億というのは、現在の経済状態からいたしまして妥当であるというふうに考へてあなたの方はお出しになつたと思ひますが、これではだぶ足らぬのではないですか。今の説明でいきますと、今年においても今言つたように大体七十億ということになると、昨年度から見ましての解約者と、それから来年度の契約者の増加、そういう点を見れば八十億ではちよつと足らぬのじゃないか。さらにこれからこの保険金が二十万円か二十五万円と増額になる、それもやはり入れなければならぬ。そういうものを全部総合してやはり昨年と同じように契約者貸付が八十億というものは、ちよつと足らぬのじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○大塚政府委員 あと十五、六億ふえるといたしまして六十二、三億というよりなことになる。従つて来年度は八十億という予算になりますと、さらに十七、八億の余裕といひますか、増加が生ずることになりますので、私どもの見込みでは八十億でまかなえるというふうに考へておるわけでございます。

○森本委員 この積立金の運用計画の内容については、私はさらにあしたもう一べん詳しく質問をすることにいたしました。この問題をちよつとおきま

次に聞きたいと思ひますが、現在の簡易生命保険の募集手当はどうなつておられますか。それから高額者手当と、それから契約雑費とかいうものについてどうなつておられますか。

○大塚政府委員 募集手当は、普通局におきましては第一回保険料の六割、それから特定局におきましては十一割というものを支給いたしております。契約雑費は普通局は四分、特定局は一割というふうに區別をいたしております。高額者所得は、八万円以上の契約につきまして、保険金の千分の二ということになつております。

○森本委員 これはここで質問をしたらいかがかともわかりませぬけれども、もうすでにこれは公けにしなければならぬ段階になつてきておると思ひますので、私はあえてここで質問をしておきたいと思ひますが、今までは募集手当六割、十一割ということによつて、かなり従業員のけつをたたいて、また従業員も実質的に収入になればいいというところで一生懸命になつて募集をした。ところがこれは御承知のように、各郵政局なり保険局も一生懸命に大蔵省と相談をするなり、あるいは末端の税務署に働きかけて、ようやく内諾を得て総合所得ということにはならないような措置を、これは行政的な措置として相当努力してきた。しかし今日の段階においては、この問題が全国各地の税務署の摘発とか、あるいは争いと

かいつたことによつて、これが非常な

難関に逢着しておるわけですが、これは今後の簡易生命保険の募集にも非常に影響することでありませう。これは下の方の局長、従業員ではどうにもならぬ問題になつてきておるわけでありませう。この問題についての調整を、郵政大臣はなかなか向うの強い、部内をよく考へてくれる大臣でありませうので、この問題はもうすでに政治折衝的に、保険局長あたりから大臣によく頼んで、大臣から大蔵大臣あたりに行政的な政治的なかけ引きをする段階ではないか、こういうふうに考へるので、その辺はどうですか。

○大塚政府委員 募集手当は、御承知のように単なる報酬とか給料というものと違ひまして、募集に要しますいろいろの雑費といひますか、ちよつと募集に行きますにも、何か手ぬぐい一本持つていくといつたような経費に必要だといふ考へ方で、実費補償という考へ方が大部分で成り立つておられますので、当然税金の上からはこれは所得といふことにはならぬといふふうに考へ、大部分の地方と税務署との話し合いにおいては、そういうふうに実際問題として取り扱われておるといふ状況のうちに承知をいたしておられます。

○森本委員 それは局長は中央におつて、全国の状況をあまりにも知らぬのじゃないかと思ふのですが、全国ではそういういていらないのですよ、現実の問題としては、あなたのおっしゃつたようなことを郵便局側においては一生懸命に納得してもらひにいつておる。これは保険の募集をしに行くときには、カツオぶしの本くらい持つていけば、それで三百円か五百円要するのだ。あるいはまんじゅうの一つも買

て持つていけばそれだけ要するのだ。募集手当といふのは決して勤勞所得とは違ひるのだ、こういうことで一生懸命下では説明しているけれども、税務署の方ではこれは完全な所得だ、こういうことで争ひの絶え間がない。そして総合所得をかけられて、追徴金まで現実に取り入れたところもあるわけですよ。あなたはそういう理由を国会で正式に答弁いたしましたから、そういう理由でもつて郵政大臣がもうすでに大蔵大臣あたりと政治的に話し合ひをすべき段階ではないか。下の方の各郵政局長クラスでは話にならぬ段階にきておる。このことを言つておる。それについての見解はどうですか。

○田中事務大臣 これは非常に重要な問題でありませうからお答えをいたしますが、募集手当の性格といふものも少し法律的にしっかりと定義づけなければならぬ問題もあるかも知れません。もう一つは税法上の募集手当に対する解釈の問題があるので、現実がそうであるといふことでそのまゝにしておるといふのは行政上欠陥になりますから、ただいまの御発言を基礎として、私の権限で大蔵大臣に對して正式に文書をもつて申し入れることにいたします。

○森本委員 これは大臣にちよつと話しておきますが、文書をもつて申し入れることもつこうであります。一応政治的なかけ引きとしてはいろいろな手もあろうと思ひますから、その辺は峻厳なる大臣でありますので、なかなかうまいことをやってくれると思ひますので、一つ十分にあらゆる手を考へて交渉願ひたい、こういうことを申し添えておきたいと思ひます。

次にまた事務当局に戻りますが、特定局の十一割と普通局の六割、契約雑費が特定局一割が普通局で四分であります。この普通局と特定局の十一割と六割との差、それから一割と四分というものの差、これは一体どこからこの差をつけてきているかといふことを、この際一つ明確にしておいてもらひたいと思ひます。

○大塚政府委員 特定局と普通局と必ずしも明確にその線が引けるといふものではないと思ひます。特定局でも都会地もあり、普通局でも農村もありといふことにはなりますが、大体におきまして特定局の受け持ち区域といひますのは、経済状態といひますか、その比較的低い、また保険思想の普及といひながら見てもやはり都会地よりは低い。それから一件の保険を募集するために歩かなければならぬ距離その他も都会地よりも多い。そういういろいろの条件を考へ合せて、特定局方面における方が募集が困難であり、余分に努力その他を要するといふ考へ方から、かような區別を設けた次第でございます。

○森本委員 今言われた理由も、確かにそれは一つの理由にはなりません。全国の特定期郵便局といふものは多くは農山村にあるといふことは、これは否定し得ない事実でありますので、そのことも相当の理由にはなりませんけれども、もしそういうことだけの理由でございませうと、たとえば東京都内あるいは大阪の市内、これは同じようなところに特定郵便局がある。その特定郵便局が募集すれば十一割で、普通局が六割といふことは、はなはだもつておかしい。普通局の方でも、そういうこ

と

となら十一割にした方がよいではないかという理屈も成り立つてくるわけでありませぬ。だから、はっきりした理由はない。そういうことではないのじゃないですか。もしあなたが今おっしゃったような理由なら、これは非常におかしいと思います。普通局と一緒の都会地にあるところの特定局、これは全国にたくさんありますから、これはまことにおかしい、ちがはぐなことになりませぬ、どうですか。

○大塚政府委員 先ほど私が申し上げましたほかに、たとえば沿革的に見まして特定局は請負であったというように、あるいは定員の算出が総合服務で計算されております。ほかの仕事をやりにながら、その余暇といいますが、それを利用して募集をやるといふような点、そういう点を考え合せまして、六割と十一割というのが正確にそれに見合ひ正しい割合かということになりますと、いろいろ問題はあります。しょうけれども、とにかく募集についての難易はあるというので、従来から差がついてきておるわけでございます。

○森本委員 従来からその差がついておるの、今よりやくあなたのおっしゃった定員の問題で、はっきり言いますが、これは差がついておるわけでしょう。普通局の方は単独服務である。それから特定局は総合服務である。このことによつて差をはっきりつけておるのだ、こういうことだろ、と思ひます。そこでちよつとお聞きしたいと思ひます。普通局の方は単独服務でありませぬから、募集要員と集金要員といふものにおのずから分れておると思ひませぬ、どうですか。

○大塚政府委員 これは算出上はそういうふうに分れて出しておりますが、実際上は集金と募集を同一人がやるという場合が多くなつておられます。

○森本委員 算出上は単独服務の場合には募集要員と集金要員を分けて、あなたがおっしゃったように募集も集金も一緒にやっておるところもあれば、大都会のようにならざるにやっておるところもある、こういうことですか。

○大塚政府委員 さようでございます。○森本委員 特定局の場合は、そうなりますと定員の算出はどうなつておられますか。

○大塚政府委員 やはり募集と集金とをそれぞれはじきまして、それと他の事業及び共通の部門とを合算したものを局全体の定員ということにして出している次第でございます。

○森本委員 そうすると募集定員と集金定員とをそれぞれはじいて出しておるといふことは、普通局も特定局も同様なんです。同様なことになつてくると、定員の面で手当に差をつけるのはおかしいということになつてくるわけでありませぬ、その場合特定局と普通局の募集要員と集金要員の定員を○・何はとはじく場合、それに差をつけたらばじき方をしておるわけですか。差をつけたらばじき方をしている、あなたが今おっしゃったような定員算出方法をしておるとするならば、その定員の算出方法によつて差をつけるのはおかしいということになりますか。

○大塚政府委員 算出の根拠といたしましては、先ほど申し上げましたように普通局と特定局で差別はいたしておりませぬ。ただ出ました数字、ことに○・以下の何分という数字が出ました場合の処理等においては、普通局と特定局によつて総合服務と単独服務との建前から差が出てくるということになるわけでございます。

○森本委員 そうするとたとえば郵便貯金、保険、為替一切合せて二〇・一という場合、その○・一を切るといふことであつて、それ以上の普通局と特定局の定員の算出の根拠の差はないということですか。

○大塚政府委員 結局さういうことでございます。

○森本委員 そうなつてくると私は非常におかしいと思つておる。たとへば三十人の特定局であつても○・五以下を切り捨てるということになるわけですね。○・五以下を総定員から切る、それが特定局と普通局の定員の差である、それ以外にこの差はないということになりますと、片一方が十一割で片一方が六割、一割と四分ということになり、片一方は契約雑費も合せて六割四分、片一方は十二割、約倍違つておるわけですね。それだけの差によつてこれだけの定員の差をつけるということはおかしくないと思ひますが、ほかに何か理由があるのじゃないですか。

○大塚政府委員 募集手当の割合の差は、先ほど申し上げましたように総合服務と単独服務だけの理由ではないの、ございませぬ、私が申し上げましたそのほかのいろいろな要素をかみ合せておるわけでございます。従つて先ほど申し上げましたように六割と十一割というものが正確に正しいかということになるという議論はあると思ひ

ますが、長い間の沿革等からさういふふうになつておるということでございます。

○森本委員 長い間の沿革等であつて、科学的な根拠は比較的薄いということのようです。今日は科学万能の時代でございますから、さういふ手当の算出その他についても、一応筋道立つた説明の仕方が必要だと思ひますけれども、さういふ問題はこの程度にいたしておきます。いずれまた日を改めてこの問題をお聞きすることがあると思ひますので、もつとよく研究しておいてもらいたいと思つておられます。

次に高額者手当、これが一番問題になるわけでありませぬ、八万円以上千分の二という、これを今度二十五万円に引き上げることによつてこの率を下げられるということになりますと、これはかなり反対論が出てくるわけでありませぬ。いつもこの問題については反対論が出てくるわけ、この保険金の引き上げをやるといふに私も苦慮しておるわけでありませぬ、今回この問題についてはどうお考えですか。

○大塚政府委員 募集手当につきましては、先ほど森本先生からお話がありましたように沿革を別といたしましていろいろ問題がございますので、われわれの方でも引き上げとは直接の関係なしに手当の変更をしたいということ、実は案を作りました。組合とも話を始めておられます。その中に高額者手当の問題も含まれておるわけでございます。従つて多少従来より変るといふことになるのじゃないかと考えておられます。

○森本委員 多少変るといふことになりませぬ、せつかくわれわれとして

は国会において引き上げについて努力しておいて、従業員の方からは上げてもらつて募集は若干やりやすくなつたが手当は下つた、けしからぬ、こういうことでも怒られて、その中間に立つてジレンマに陥つて困るわけでありませぬ、高額者手当については、この法案がかりに通つたといつても、一つ従業員の代表の方と十分に話し合ひをして、さうして納得の上において実行するということをはっきりここで約束願つておきたいと思ひます。

○大塚政府委員 仰せられますように組合の方とすて話を始めておられます、十分納得した上で実施をする予定でございます。

○片島委員 先ほど森本委員からお尋ねのあったチルメル式計算によつて積立金を計算するといふ問題についてちよつとお聞きしておきたいのですが、申し上げるまでもなく保険事業の積立金といふものは重大なものであつて、加入者の財産であります。この計算の仕方を十九条に「被保険者のために積み立てるべき金額は、前条の基礎によつて、純保険料式で計算する。」この原則を定めてあつて、あとに持つてきて「その効力発生後十年を経過しない間に限り、チルメル式で計算することが出来る。」しかしながらそのチルメル式計算におけるチルメル控除額は、三箇月分の保険料に相当する額をこえない額とする。この限定しておるわけでありませぬ。現行では、効力発生後十年の制限、控除額三ヶ月分の制限の中でどういふふうに行なつていませぬか。

になつておる。こういうような原因で
すが、これを逆にいいますと、簡保と
いう小額保険の諸君から取つた金を、
もちろんこれは公共事業方面に使われ
るのでありますけれども、そういう
名によって零細資金が安く使われてお
る、こういうことでもあります。すなわ
ち社会保障的な性格を全然無視せられ
ておつて、逆にこまかく集めた金を公
共的であつても大資本に奉仕して
止法で月掛あるいは無審査、小口とい
うものが廃止された今日、簡保の方向
をどこに持つていくかということを一
つ大臣にお聞きしたい。私個人の意見
からいへば、今回の簡保の一部改正に
ついての資料を提供されましたよう
に、三十万あるいは三十五万なければ
最小限度のせつかくの保険が役に立た
ないじゃないかという資料です
が、そういうような建前からの資料は
民保も同様であつて、私は簡保の特徴
ではないと思ふ。よりもつと特徴たる
べきものは、とにかく生活保護法的な
性格を簡保が持つていなければ意味がな
いじゃないか。ところが今申ししたよう
に、わずかに半年以内に死んだ人だけ
が保険料をもらふということだけの違
い。しかも完全に納めたものであれ
ば、民保であれば少くとも五割以上割
増金がついておるのに、簡保の場合は
せいぜい二割程度の割増金しかついて
おらない。しかもその条件は、国でき
めたところの一応の運用率によつて
やつておる。こういう矛盾がありはし
ないか。いやしくも簡易保険というも
のが、大衆の社会保障的な性格を持つ
というならば、当然割増金の問題につ

いても特別な考慮が払われなければな
らないし、あるいは民間で半年以内一
年以内が三割の払い戻しをするとい
うなら、簡保は少くとも五割とか一年以
上は全額という差があつて、初めて簡
保の性格が明らかになつてくるのでは
ないか。もちろんこれにはいろいろな
大きな問題が含まれますからして、直
ちにこの法律改正によつて行ふことは
困難でありますけれども、とにかく簡
易保険の性格というものについて大臣
はどう考へておられるか。以上申しま
した資料に従つて、大臣は今後この問
題をどういう工合に考へていかれるよ
うな御構想を持つておられるか、それ
を一つお尋ねいたします。

○田中 中国務大臣 簡保の歴史に關係を
する重要な御発言でございますが、現
在民保と簡保との間にほとんど差がな
くなつておる。あるとすれば国会の議
決でもつて二十万円、二十五万円と限
度の引き上げに対して非常に強い制限
を受けておるといふことと、ただいま
申しましたように、自由に使えなくて
政府の公共的な、非常な強い面に使わ
れておるといふ面が、一般民業保険と
違つただけだといふことに大別すればな
るわけでありませう。私は個人的に考へ
ますと、簡保といふもの、もう一つ郵
便貯金もさうであります。郵便貯金
の運用に関する問題もあわせて考へて
おりますが、もう少し抜本的な考へ方
をしなければ、日本の財政事情、経済
にマッチしないといふふうに考へてお
ります。これは大臣に就任後からそ
ういふ意見を發表しておるのでありま
すが、こういう意見は民業圧迫とい
う一言に片づけられる意見になりやすく

て、非常にその調整に意を用いておる
わけでありませう、いずれにしても零
細資金を集めた郵便貯金の運用が資金
運用部の資金となる。それから簡保
も、零細な、また消費に回りやすいも
のが簡易保険に加入をして、その資金
が国のために重要な施策に使われてお
りながら、民保と比べ特徴が一つもな
いといふことは、どうしても改めなけ
ればならない。もつとはつきり申し上
げますと、国のために国が一定の定率
でもつて運用する場合は、民保との差
額は別に国が補てんをしても同じこと
である。もしくはそれ以上優遇しなけ
ればならない、こういう考へを私は
持つておるのであります。先ほど申し
ました申したのが、民業圧迫、そういう大き
な動きに押されて、毎回幾らかずつ条
件をよくしていくといふのが現在の段
階でございます。私は今二十五万円と
いう案を提出しておりますが、これは
五万円ずつ上げていくといふようなこ
とはなく、個人的にいへばこれを五
十万円とか、もつと新しい角度から、
簡保の制限額を設けるとすれば考へな
くてはならないとすら思つておしま
す。しかし今二十五万円の案を提案し
ておりますので、じくじくと段階を追
いつつ合理的なものにして参りたいと
いふ考へであります。しかし簡保や郵
便貯金の問題は、一に政府の考へだけ
でもつて方針をきめて押しつけるとい
ふことになると、なかなか実現がむず
かしいと思ふ。できれば簡保と民保
との調整をはかりつつ、国家的な立場
から見て、簡保の方針はこゝあるべき
だといふような大きな結論を出すため
には、何らかの調査会もしくは審議会
のようなるものを作つて、もう検討を始

めなければならぬといふ段階だとい
うことをたいだいま考へております。
○橋本(登)委員 最後に、大臣は調査
会のようなものを作つて、根本的に研
究をしたいといふ考へを持つておる
ようでありませう。はなはだけつこうで
あります。そこでこれは議論にわたる
わけでありませうが、簡易保険の法律の
第一条に「この法律は、国民に、簡易
に利用できる生命保険を、確実な経営
により、なるべく安い保険料で提供
し、もつて国民の経済生活の安定を
図り、その福祉を増進することを目的と
する。」といふ第一の目的がありま
す。この場合、この第一の目的のうちで
「簡易に利用できる生命保険」これは民
保も同じであります。「確実な経営に
より」これも大體現在では生命保険に
対する大蔵省の保護規定等によつて、
かなり確実な経営といつてよろしい。
「なるべく安い保険料で提供し、」たと
えば簡易保険の八百六十円に対して民
保八百八十円、八円くらい安いわけ
でありますから、なるべく安いとい
うことは実現できておる。ただその裏づ
けとして、「なるべく安い保険料で提
供し、」といふことは、次の「もつて國
民の経済生活の安定を図り、」とい
ふところにひつつかつておるのであつ
て、この国民の経済生活の安定とい
うことから考へると、わずか十萬円の満
期保険で、簡保の場合は一萬八千円だ
けの利回り、民保の場合は五萬二千円
の利回り、非常に違つておるのじやな
いか。さつき大臣が述べられたよう
に、従つて政府の目的で金を集め、か
つまたこれを公共的に利用しておるの
であるから、その民保の利回りと
の差額は国が持つべきであるといふことは

私も非常に賛成であります。その問題
等を含めまして、金額を二十五万、三
十萬、五十萬円にするといふ問題より
は、いかにして大衆の生活を安定さ
せ、その経済的な収入を確保するかと
いうことに主眼を置くのが、簡易保険
の主たる目的につながる。こういう見
解からして、先ほど大臣が述べられた
内容についてももちろん賛成でありま
すが、そういうものを含めて調査会等
をすみやかに設置せられて、根本的な問
題の検討に当られんことを希望して私
の質問を終わります。
○片島委員長 他に質疑がなければ、
両案に対する本日の質疑はこの程度に
とどめます。
次回は公報をもつてお知らせするこ
ととして、本日はこれにて散會いたし
ます。
午後三時二十分散會

昭和三十三年二月二十六日印刷

昭和三十三年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局